

福知山市地域防災力向上補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

## 福知山市地域防災力向上補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)  
第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織(法第7条の規定及び福知山市地域防災計画により、災害から地域社会を守るため、本市の自治会又は一定のまとまりのある地域において、住民が自発的に結成し運営する組織をいう。以下同じ。)の活動を支援し、地域の防災力の向上を図るため、予算の範囲内で福知山市地域防災力向上補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、福知山市補助金交付規則(昭和28年福知山市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象は、自主防災組織とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める事業とし、当該年度内に実施された事業とする。

- (1) 資機材整備事業 初期消火、水防、避難誘導、救出又は救助、救護、情報収集及び伝達その他の災害時に必要となる資機材等の整備を行うものをいう。
- (2) 防災訓練事業 地域住民全員を対象とした防災訓練を実施するものをいう。
- (3) 研修・啓発事業 地域住民全員を対象とした研修や啓発を実施するものをいう。
- (4) その他防災活動事業 前3号掲げるもののほか、地域の防災力向上に資すると認められる取組等をいう。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定めるものとする。

(補助金の額等)

第5条 単一の自治会で構成される自主防災組織に対する補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、補助金の限度額は20,000円とする。

2 複数の自治会により構成される自主防災組織に対する補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、補助金の限度額は20,000円に構成する自治会の数を乗じて得た額とする。

3 複数の自主防災組織が、協働で実施する事業(以下「協働事業」という。)については、補助金の額を補助対象経費に補助率3分の1を乗じて得た額とし、補助金の限度額は、20,000円に各自主防災組織を構成する自治会の数を乗じて得た額とする。この場合において、共同で補助金を申請する各自主防災組織は、当該年度に限り、本補助金を単独又は他の協働事業として申請することはできない。

4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 補助金の申請回数は、自主防災組織ごとに1年度につき1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の完了後、次の各号に掲げる書類を添えて、電磁的方法により市長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 領収書
- (3) 事業実施を証する写真
- (4) 申請者の身分証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の電磁的方法によることができない場合は、同項の書類に加え、次の書類を添付し、書面により申請することができる。

- (1) 福知山市地域防災力向上補助金交付申請書兼請求書（兼受領委任状）（別記様式第1号）
- (2) 事業実施報告書（別記様式第2号）
- (3) 協働事業実施に関する届出書（別記様式第3号）

(交付申請の期間等)

第7条 補助金申請の期間は、毎年度4月1日から3月31日までとする。ただし、書面による申請の場合、年度の末日が週休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日を申請期限とする。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、福知山市地域防災力向上補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。

(補助金の支払)

第9条 市長は、前条の交付決定額に基づき、申請者が指定する口座に補助金を支払うものとする。

2 交付決定額が申請額と異なる場合は、交付決定額をもって請求額とみなす。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 同一の事業に対して、他の補助金、助成金等の交付を受けたとき。
- (3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(福知山市自主防災組織育成事業補助金交付要綱及び福知山市自主防災組織育成事業補助金交付要綱実施細目の廃止)

第2条 次に掲げる要綱及び実施細目は廃止する。

- (1) 福知山市自主防災組織育成事業補助金交付要綱（平成29年10月1日施行）

(2) 福知山市自主防災組織育成事業補助金交付要綱実施細目(令和3年7月1日施行)

別表（第4条関係）

補助対象経費一覧表

事業	対象経費	具体的な内容の例
資機材整備事業	備品購入費	おおむね単価が3万円以上の資機材の購入に係る費用 なお、想定される具体的な資機材については、資機材等例示一覧に定める。
	消耗品費	おおむね単価が3万円未満の物品の購入に係る費用 なお、想定される具体的な物品については、資機材等例示一覧に定める。
	リース料	AEDのリースなど、購入よりも費用対効果の高いと認められる費用
	通信費等	Wi-Fi等の通信料、Web会議システム等のアカウント利用料など
	修繕費	上記、備品購入費の対象となる備品を修繕する費用
防災訓練事業 研修・啓発事業	消耗品費	訓練や研修・啓発に係る消耗品費
	施設使用料	訓練や研修に係る会場の使用料
	委託料	会場設営等、訓練や研修・啓発に係る委託料
	印刷製本費	チラシ、ポスター、地域版防災マップ等の印刷に係る費用
その他防災活動事業	保険料	防災活動に係る保険料
	研修旅費	防災士養成講座など防災に資する外部研修の受講に係る旅費
	受講料	防災士養成講座など防災に資する外部研修の受講に係る受講料
		上記のほか、特に必要と認めるもの

年 月 日

福知山市長 様

〒  
住 所 福知山市  
組 織 名  
代表者職・氏名  
電 話 番 号

福知山市地域防災力向上補助金  
交付申請書兼請求書（兼受領委任状）

福知山市地域防災力向上補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助申請（請求）金額 \_\_\_\_\_円  
 ※交付決定額が申請額と異なる場合は、交付決定額をもって請求額とみなします。
- 〔 補助上限額 \_\_\_\_\_円 ※自治会数×20,000円  
 総事業費の3分の1 \_\_\_\_\_円 ※1,000円未満切捨て 〕

2 事業の完了月日 年 月 日

3 振込先口座（受領委任）

		金 融 機 関 名	種目	口 座 番 号						
口 座 振 替 (送金)		銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合	本 店 支 店 支 所	普 通 当 座						
	口 座 名 義 (カタカナ)									

申請者（請求者）と振込先口座名義人が異なりますが、口座名義人に本補助金の受領に関する一切の権限を委任しました。

添付書類

- 自主防災組織規約                       事業実施報告書                       領収書（写し）  
 事業実施を証する写真                       申請者の身分証明書  
 その他（ \_\_\_\_\_ ）

申請に当たり取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）は、本補助金の審査にのみ使用します。

事業実施報告書

1. 総事業費 \_\_\_\_\_円

2. 事業費内訳

（1）資機材整備事業

経費	金額（円）	具体的な内容
備品購入費		
消耗品費		
リース料		
通信費等		
修繕費		
その他		
合 計		

（2）防災訓練事業、研修・啓発事業

経費	金額（円）	具体的な内容
消耗品費		
施設使用料		
委託料		
印刷製本費		
その他		
合 計		

（3）研修・啓発事業

経費	金額（円）	具体的な内容
保険料		
研修旅費		
受講料		
その他		
合 計		

別記様式第3号（第6条関係）

協働事業実施に関する届出書

本事業は、以下の自主防災組織により協働で実施したことを届け出ます。

なお、福知山市地域防災力向上補助金交付要綱第5条第3項のとおり、当該年度においては、本補助金を単独又は他の協働事業として申請することはできないことについて、承諾します。

代表団体

組 織 名 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

協働団体1

組 織 名 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

協働団体2

組 織 名 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

協働団体3

組 織 名 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

協働団体4

組 織 名 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

協働団体5

組 織 名 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

【留意事項】

上記団体の代表者に対し、協働事業の実施について電話にて確認させていただくことがあります。

様

福知山市長

年度 福知山市地域防災力向上補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福知山市地域防災力向上補助金については、福知山市地域防災力向上補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり額を決定したので通知します。

記

補助金の交付決定額 円

**【留意事項】**

- 次のいずれかに該当するときは、この補助金交付の指令を取り消し、若しくは変更し、又は補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はその返還を命ずることがあります。
  - 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - 同一の事業に対して、他の補助金、助成金等の交付を受けたとき。
  - 福知山市補助金交付規則又は福知山市地域防災力向上補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- 補助金は、交付決定のあった日から15日以内に指定の口座へ振込みます。振込みについて、改めて通知は行わないものとします。

福知山市危機管理室 電話：